

廃棄物の野外焼却の禁止について

原則として、廃棄物の野外での焼却は禁止されています。

また、構造基準に適合しない焼却炉で廃棄物を燃やすことも禁止されています。

違反した場合は、罰則の対象となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

【焼却禁止】

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく处分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【罰則】

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

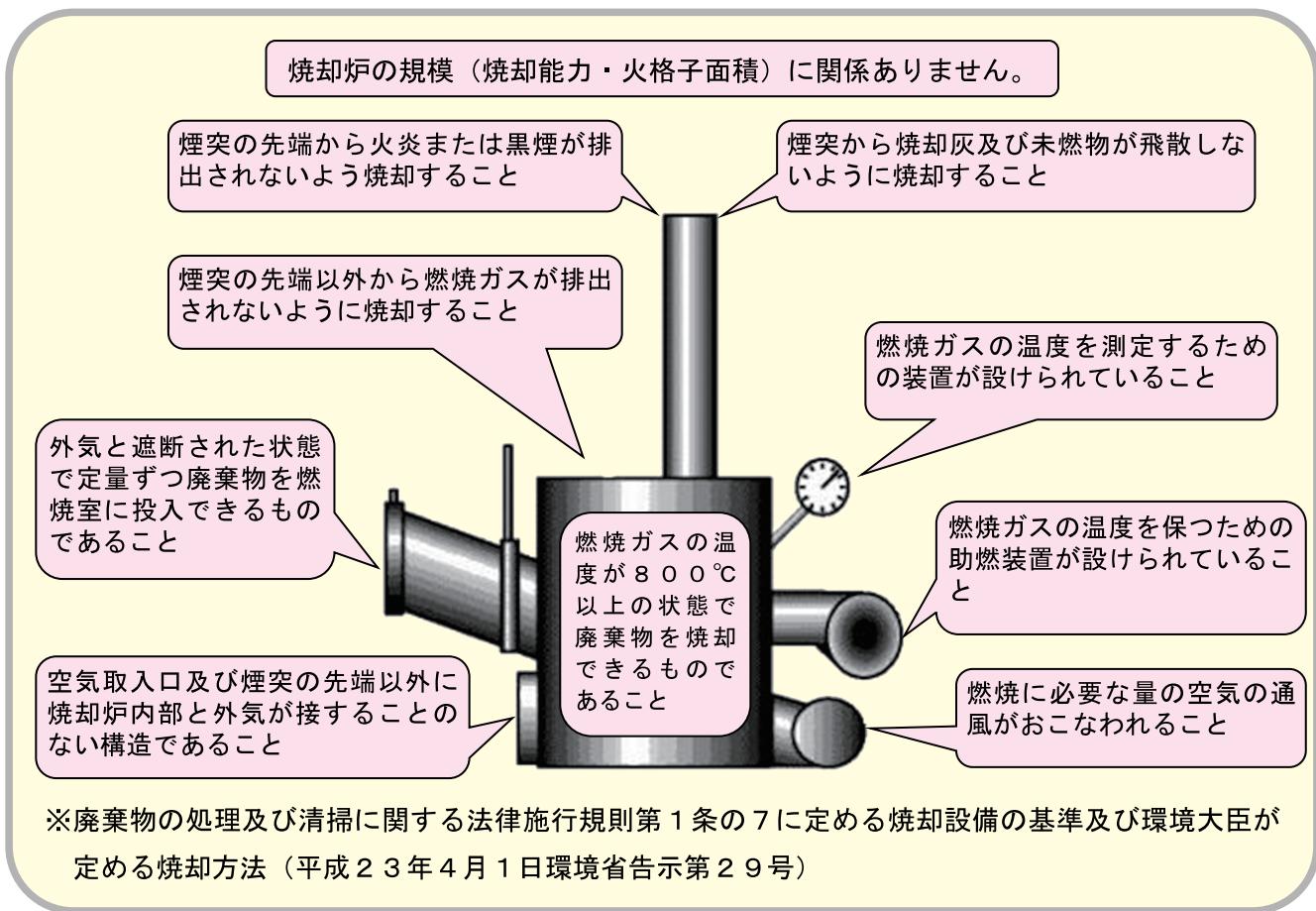
第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

■焼却禁止の例外となる野外焼却の事例について

区分	事例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 ・海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・凍霜害防止のための稻わらの焼却 ・災害時における木くず等の焼却 ・火災予防訓練 ・道路管理のために剪定した枝条等の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行つるために必要な廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・とんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却 ・塔婆の供養焼却
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者が行う稻わら等の焼却 ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却 ・漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却で、その煙によって近所に迷惑のかからない程度の焼却

■廃棄物焼却炉の主な構造基準



問合せ先 姫路市リサイクル推進課 電話079-221-2404
 産業廃棄物対策課 電話079-221-2405